

新型コロナに関する各種相談

7月28日時点の情報を掲載しています

各所のホームページ等を参考に相談窓口を以下のとおりまとめました。内容は変更している場合があります。詳しくは、各所のホームページをご確認ください。

症状・感染について

| 内容 | 相談先 | 電話・ファックス |
|--|--|---|
| 感染の疑いがある 次のいずれかの症状がある方はすぐに相談を(下記症状に該当しない場合の相談も可) ▶息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある ▶重症化しやすい方(※)・妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ▶上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ★小児は帰国者・接触者電話相談センター・かかりつけ小児医療機関に電話等で相談してください。 | 《新宿区》帰国者・接触者電話相談センター (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) | ☎(5273) 3836 FAX(5273) 3820 |
| | 《東京都》帰国者・接触者電話相談センター (月～金曜日午後5時～翌午前9時、土・日曜日、祝日等は24時間受け付け) | ☎(5320) 4592 |
| 症状・予防など 新型コロナに関する一般的な相談(感染の疑いや症状がある等の相談を除く) | 《新宿区》新型コロナウイルス相談電話 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) 《厚生労働省》 (午前9時～午後9時) | ☎(5273) 3836 FAX(5273) 3820 ☎0120(565) 653 |
| 【多言語】 英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・日本語 | 《東京都》保健医療情報センター「ひまわり」 (午前9時～午後8時) | ☎(5285) 8181 |
| 【聴覚障害のある方向け】 症状・予防など | 《東京都》新型コロナコールセンター(一般電話相談) (午前9時～午後10時) | ☎(0570) 550571 |
| | 《東京都》新型コロナウイルス感染症相談窓口 | FAX(5388) 1396 |

経済支援について

| 内容 | 相談先 | 電話・ファックス |
|---|---|--|
| 【特別定額給付金】 ▶一人につき10万円 4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方への給付金(申請受付締切日/8月31日(月)(消印有効)) | 《新宿区》新宿区特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後7時) | ☎(5273) 4353 |
| 【ひとり親世帯臨時特別給付金】 ▶50,000円(第2子以降がいる場合は一人につき3万円を加算) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている世帯等への給付金 | 《総務省》特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後8時) | ☎0120(260) 020 |
| 【傷病手当金】 ▶1日につき上限30,887円 給与等の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、新型コロナ感染等により労務に服することができず給与の支払いを受けられなかった方への手当金 | 《新宿区》子ども家庭課育成支援係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) | ☎(5273) 4558 FAX(3209) 1145 |
| 【休業支援金・給付金】 ▶1日につき上限11,000円 中小企業の事業主の指示により休業し休業に対する賃金(休業手当)を受けられない方への給付金 | ▶①国民健康保険… 《新宿区》医療保険年金課国保給付係 (午前8時30分～午後5時) ▶②後期高齢者医療制度… 《東京都》後期高齢者医療広域連合 (午前9時～午後5時) ※いずれも土・日曜日、祝日等を除く。 | ▶①☎(5273) 4149・FAX(3209) 1436 ▶②☎0570(086) 519 IP電話等からは ☎(3222) 4496 |
| 【個人向け資金貸付】 新型コロナの影響による休業等で収入が減少した世帯への緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の貸し付けの特例措置(原則として申請は郵送で受け付け) | 《厚生労働省》新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター (午前8時30分～午後8時、土・日曜日、祝日等は午後5時15分まで) | ☎0120(221) 276 |
| 【住居確保給付金】 離職等により住居を失うおそれのある方等に対する家賃相当額の給付金(上限あり。世帯収入等、諸条件あり。原則として申請は郵送で受け付け) | 《新宿区社会福祉協議会》 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) | ☎(5273) 3546 FAX(5273) 3082 |
| 【持続化給付金】 ▶法人…上限200万円 ▶個人事業者等…上限100万円 新型コロナの影響を受ける事業者に対する国の給付金 | 《新宿区》生活支援相談窓口 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) | ☎(5273) 3853 FAX(3209) 0278 |
| 【文化芸術復興支援】 ▶費用の10分の9(上限50万円) 区内文化芸術施設(劇場・ライブハウス等)の映像撮影・配信の新たな取り組みにかかる費用を補助 | 《経済産業省》持続化給付金事業コールセンター (午前8時30分～午後7時) | ☎0120(115) 570 IP電話等からは ☎(6831) 0613 |
| 【中小企業の相談・支援】 ▶利子と保証料全額補助の緊急融資のあっせん(貸付限度額500万円)、 ▶おもてなし店舗支援(感染症拡大防止にかかる費用や新たに宅配・テイクアウト等を始める際の経費の一部を助成。上限50,000円)、▶専門家活用支援(上限10万円)、▶商店会支援(3密回避への取り組みを支援。上限50万円)、▶セーフティネット保証、▶危機関連保証、▶商工相談ほか | 《新宿区》文化観光課文化観光係 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) | ☎(5273) 4069 FAX(3209) 1500 |
| 【店舗等賃貸人への家賃減額分の助成】 ▶減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで。助成対象月は令和2年4月分～10月分のうち、最大6か月分) 店舗等の賃貸人が新型コロナの影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に減額した家賃の一部を助成 | 《新宿区》産業振興課産業振興係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) ※商工相談(予約制)は午後7時の枠まで設けています。 | ☎(3344) 0701 FAX(3344) 0221 |
| 【家賃支援給付金】 ▶法人…上限600万円 ▶個人事業者…上限300万円 緊急事態宣言の延長等により売り上げが減少している事業者の地代・家賃の負担軽減に向けた給付金 | 《新宿区》店舗等家賃減額助成担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) | ☎(5273) 3554 FAX(5273) 4197 |
| 【業態転換支援】 ▶費用の5分の4(上限100万円) 中小飲食事業者が新型コロナの影響により売上確保の取り組みとして新たにテイクアウト・宅配・移動販売等を始める場合にかかる費用を助成 | 《経済産業省》家賃支援給付金コールセンター (午前8時30分～午後7時) | ☎0120(653) 930 |
| 【雇用調整助成金】 ▶一人1日上限15,000円 新型コロナの影響で休業等を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するための助成金 | 《東京都》東京都中小企業振興公社業態転換担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後4時30分) | ☎(5822) 7232 |
| 【学校等休業助成金・支援金】 ▶事業主…労働者一人1日上限15,000円 ▶フリーランスの方…1日上限7,500円 新型コロナの影響による小学校等の臨時休業に伴い、雇用する労働者の申し出により有給休暇を取得させた事業主や、小学校等の臨時休業に伴い、お子さんを世話するために仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への国の補償 | 《厚生労働省》雇用調整助成金コールセンター (午前9時～午後9時) | ☎0120(60) 3999 |
| | 《厚生労働省》学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (午前9時～午後9時) | ☎0120(60) 3999 |

区税・保険料等の猶予・減免等について

| 内容 | 相談先 | 電話・ファックス |
|--|---|--|
| 特別区民税・都民税、軽自動車税等の徴収猶予 | 《新宿区》税務課納税係(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) | ☎(3209) 1111・FAX(3209) 1460 |
| 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免 | 《新宿区》保険料減免担当(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) | ☎(5273) 4189・FAX(5273) 4084 |
| 国民年金の特例免除・学生納付特例 | 《新宿区》医療保険年金課年金係(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) 《新宿年金事務所》(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時15分) | ☎(5273) 4338・FAX(3209) 1436 ☎(5285) 8611・FAX(5285) 8649 |
| 区立住宅使用料等の減免 | 《新宿区》住宅課区立住宅管理係(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) | ☎(5273) 3787・FAX(3204) 2386 |
| 新型コロナの影響で経済支援等を受ける際に必要な各種証明書(課税・非課税証明、住民票等)の事務手数料の免除 | 《新宿区》▶①戸籍住民課住民記録係 ▶②税務課収納管理係 (いずれも土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) | ▶①☎(5273) 3601・FAX(3209) 1728 ▶②☎(5273) 4139・FAX(3209) 1460 |